

# 平成19年度知床世界自然遺産地域科学委員会 第1回会議 議事概要

日 時： 平成19年9月19日(水) 13:30～16:30

場 所： 斜里町 ゆめホール知床 公民館ホール

## 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿

### 議題1：各ワーキンググループ経過及び今後の予定について

- 資料1-1：各ワーキンググループの検討経過について
- 資料1-2-1：エゾシカワーキンググループ経過報告・今後の予定
- 資料1-2-2：平成19年度知床半島エゾシカ保護管理計画実行計画
- 資料1-3-1：河川工作物ワーキンググループ経過報告・今後の予定
- 資料1-3-2：河川工作物影響評価の検討状況
- 資料1-4-1：海域ワーキンググループ経過報告・今後の予定
- 資料1-4-2：多利用型統合的・海域管理計画原案（資料編含む）

### 議題2：平成19年度調査・事業計画及び実施状況について

- 資料2-1：関係機関における平成19年度調査計画及び実施状況について
- 資料2-2：関係機関における平成19年度事業計画及び実施状況について

### 議題3：知床世界自然遺産地域管理計画の策定について

- 資料3：知床世界自然遺産地域管理計画の策定について

### 議題4：今後のモニタリングの進め方について

- 資料4-1：知床世界自然遺産地域における長期モニタリングと順応的・統合的 management の基本的考え方
- 資料4-2：科学委員会及び各WGにおいて提案されている各種調査研究・モニタリングの一覧（暫定版）

### 議題5：世界遺産委員会の報告について

- 資料5：第31回世界遺産委員会の報告

議題 6：今後のモニタリングの進め方について

資料 6：平成 19 年度の知床世界自然遺産に係わる会議日程

議題 7：知床国立公園利用適正化検討会議について

資料 7：知床国立公園利用適正化検討会議について

議題 8：その他

資料 8 - 1：遺産センターについて

資料 8 - 2：羅臼ビジターセンターパンフレット

資料 8 - 3：知床永久の森林づくりに関する協議会の設置について

**出席者名簿**

知床世界自然遺産地域科学委員会 委員		
北海道大学名誉教授		五十嵐 恒夫 (欠席)
専修大学北海道短期大学みどりの総合科学科教授		石川 幸男
北海道大学名誉教授 (委員長)		大森司 紀之
北海道大学大学院水産科学研究院教授		桶山 雅秀
東京農工大学大学院教授 (エゾシカWG座長)		梶 光一
酪農学園大学教授		金子 正美 (欠席)
北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授		工藤 岳
専修大学北海道短期大学みどりの総合科学科教授		小林 昭裕 (欠席)
東京農業大学生物産業学部講師		小林 万里
野生鮭研究所		小宮山 英重
北海道大学大学院水産科学研究科教授 (海城WG座長)		桜井 泰憲
北海道立稚内水産試験場長		佐野 満廣
北海道大学総合博物館教授		高橋 英樹
斜里町立知床博物館長		中川 元
北海道大学大学院農学研究科教授 (河川工作物WG座長)		中村 太士
北海道東海大学教授		服部 寛 (欠席)
横浜国立大学環境情報研究院教授		松田 裕之
(以上 50 音順)		
関係行政機関		
斜里町総務環境部環境保全課	自然保護係長	増田 泰
同	自然保護係	村上 隆広
羅臼町経済部環境管理課	課長	石田 順一
同	参事	宮津 直倫
同	主事	遠嶋 伸宏
北海道立網走水産試験場	主査	齋藤 誠

知床世界自然遺産地域科学委員会 事務局		
環境省自然環境局自然環境計画課	世界自然遺産専門官	岡野 隆宏
環境省創設自然環境事務所	所長	北沢 克巳
同	統括自然保護企画官	櫻井 洋一
同	国立公園企画官	長田 啓
同	自然保護官	水崎 進介
同	ウトロ首席自然保護官	高橋 啓介
同	ウトロ自然保護官	平井 泰
同	羅臼自然保護官	若松 徹
北海道森林管理局企画調整部保全調整課	課長	徳川 浩一
同	自然遺産保全調整官	井上 正
網走南部森林管理署	署長	市川 安明
根釧東部森林管理署	流域管理調整官	朝倉 基博
北海道森林管理局知床森林センター	所長	館 泰紀
北海道環境生活部環境局	参事（知床遺産）	小林 徹也
同	参事（知床遺産）主査	上田 一徳
北海道水産林務部総務課	主幹	鈴木 匡
同	主査	廣瀬 雅之
根室支庁地域振興部環境生活課	課長	板上 宏志
同 産業振興部林務課	治山計画係長	野原 重俊
同	治山事業係長	杉山 公裕
同 水産課	漁政係長	仙庭 和弘
網走支庁地域振興部環境生活課	課長	大館 弘幸
同	漁政係長	柳原 雄三
網走土木現業所企画調整室	企画調整係長	野原 守
創設土木現業所事業部治水課	防災係長	仲山 市郎
知床世界自然遺産地域科学委員会 運営事務局		
(財)知床財団	事務局長	山中 正実
同	事務局次長	田澤 道広
同	事務局次長	岡田 秀明
同	保護管理研究係長	小平 真佐夫
同	保護管理研究係	野別 貴博
同	総務管理・情報係	乙部 純子

## 議事概要

### <環境省釧路自然環境事務所長挨拶>

北沢所長) 本日は、お忙しい中をお集まりいただき感謝申し上げます。また、科学委員の皆様には知床世界自然遺産地域の保全管理のための様々なご助言、ご協力をいただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。本年7月より釧路自然環境事務所長をしている。北海道は2度目の勤務であるが、世界自然遺産地域では屋久島の管理計画をまとめる時期に九州に勤務していた。屋久島との最大の相違点は、知床には科学委員会が設置されているということである。科学委員会の設置は、日本の世界自然遺産である3地域のうち知床が唯一である。具体的ではないが、他地域も知床と同様に委員会を設けてはどうかという話も挙がっている。知床が世界自然遺産に登録されて2年余りが経過した。本日は、3年前に作成された知床世界自然遺産候補地管理計画を知床世界自然遺産地域管理計画とすべくご議論いただきたい。また、本地域を順応的に管理する上で重要な各種モニタリング調査をいかに実施し、結果を反映させていくかを整理すべくご議論いただきたい。本日は、この2つのテーマを主な議題とさせていただきます。本日のご意見、ご助言を踏まえ、事務局で議論、整理して、再度提出したいと考えているので、忌憚のない議論をしていただきたい。来年の2月には、世界遺産委員会の調査団が来日する予定である。調査団に対し、本地域の保全への取り組みを適切に伝えたいと考えているので、ご支援、ご協力いただきたい。

### <配布資料確認> (櫻井次長)

#### 【議題1】各ワーキンググループ経過及び今後の予定について

(資料1-1、1-2-1、1-2-2、1-3-1、1-3-2、1-4-1、1-4-2)

大泰司委員長) 各ワーキンググループ(以下、WG)の経過及び今後の予定について事務局から説明いただきたい。

水崎) 本年3月に開催された前回の科学委員会以降における各WGの動きについて説明する。エゾシカWGでは、平成19年度の知床半島エゾシカ保護管理計画実行計画が策定された。河川工作物WGでは、9月11、12日に現地検討会が開催され、昨年改良したイワウベツ川とルシャ川のダム、今年度にダムの影響評価を実施予定のポンプタ川の視察を行った。またダムの改良手法の検討、改良後のモニタリング手法について検討がなされた。海域WGでは、多利用型統合的海域管理計画の原案が策定された。詳細については各WG座長からご報告いただく。

梶エゾシカ WG 座長) エゾシカ WG では 3 年かけて知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、今年度は平成 19 年度の実行計画を作った。内容詳細は「資料 1 - 2 - 2」を参照いただきたい。重要な点は、今年度中に知床岬でシカの個体数調整を実施することである。調整実施による効果の検証を含む事後評価を行うことが特に重要と考えている。また、今年の冬には隣接地区においても、時期と場所を考慮した「輪採制」による狩猟という形の個体数調整を実施するため、その効果検証のためのモニタリングをきちんと行う必要がある。

個体数調整は、単年のものではないため、長期的な戦略を検討していく必要がある。また、個体数調整を実施する上で、猛禽類への影響を考慮する必要がある。直ちに影響を評価することは困難であるが、これまでに蓄積してきた各調査結果を踏まえながら長期的に評価していくということになる。

大泰司委員長) 質問等はないか。それでは河川工作物 WG の中村河川工作物 WG 座長にご報告いただく。

中村河川工作物 WG 座長) 平成 17 年に 6 河川 56 基のダムについて影響評価を実施し、イワウベツ川の 6 基、ルシャ川の 2 基、サシルイ川の 2 基、計 10 基について改良を行うことが適当と判断した。また平成 18 年には羅臼川の 1 基とチエンベツ川の 2 基、計 3 基の河川工作物についても改良の検討を行うことが適当と判断した。本 WG では、これまでに計 13 基のダムについて改良を行うことが適当という結論に達した。今年は、ホンブタ川の現地視察を行った。本河川には、オショロコマが生息しているが、ダムを改良しても生息流域が上流側へ広がるわけではないであろうとの意見があった。改良の必要性についての結論には至っていないが、優先順位としては低いという状況にある。また、昨年度に改良を終えたイワウベツ川 1 基、ルシャ川 2 基のダムを視察した。全体的にサケ科魚類の遡上は良好であるというのが WG 委員の意見であった。個別には、より河床が下がった場合に構造的な問題が生じるかもしれないこと、改良の結果、河床低下を招いている恐れがあるかもしれないこと、改良したものの、川の澁筋が左岸あるいは右岸に寄り、うまく水が流れない等の問題点はある。しかし、これらの事象は今後変動するため、当面このまま様子をみながら、注意深くモニタリングしていくという結論に至っている。

今後、イワウベツ川及びサシルイ川のダムについても改良の案があるので検討を進めたい。サシルイ川のダムは、既存の魚道を改良する予定であったが、疑問が投げかけられており、11 月に開催予定の WG 会合で検討したい。

大泰司委員長) 河川工作物 WG 委員や関連する行政機関から補足説明はないか。それでは次に桜井海域 WG 座長にご報告いただく。

桜井海域 WG 座長) 前回会合以降の検討事項について簡単に説明する。本年 6 月 7 日に開催されたドイツのハイリゲンダム・サミットで日露首脳会談が行われ、平和条約交渉の環境整備として、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力は日露両国間の新たな協力分野として重要であることが確認され、専門家会合を本年秋に開催することで一致している(事務局注; 秋に開催することは日本から提案している段階で、ロシアからの返答は来ていない)。開催に向けた進行状況は把握していないが、多利用型統合的の海域管理計画原案の「知床海洋生態系の順応的管理」の部分に書き込んである。

次に、前回会合では水産庁の方針を待つとしていたトドの記載についてであるが、その後科学的な根拠に基づいた捕獲枠の算出等に関する報告がプレスリリースされた。そこで海域管理計画原案には、ロシア側のトドが減少から増加に転じていること、漁業被害が未だ多いこと等を記載した。また、科学的な根拠に基づいて混獲、捕獲を含めた頭数を国内全体として決めるということに記載した。今年改めてトドに関する海区漁業調整委員会の枠が決まったので、管理計画説明資料(P23)にあるトドの捕獲頭数については、全面的に書き換えとなる。関係機関で調整後、今後数ヶ月以内には新たな頭数に変わってくる。

6 月には斜里町と羅臼町で、多利用型統合的の海域管理計画についての 2 回の住民説明会を開催した。その際に北方四島側のロシアトロール漁船によるスケトウダラ漁は今後どうなるのかという質問があった。本件については海域管理計画の中に、「日露間の会議等の資源管理に関する情報を収集し、生態系保全等に関する情報交換や働きかけを行う」ことを明確に書き込んだ。

また、9 月 1 日から 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施中である。今後は、パブリックコメントを受けて海域管理計画原案に修正を加えて成案としたい。その後、英語版を作成し、2 月の IUCN の現地視察に繋げたい。

大泰司委員長) トドに関する記述の件については、新たな水産庁の指針に従い科学的な根拠に基づいた海域管理計画になるということだが、本件についての補足説明、あるいは質問はないか。

委員 A) 確認させていただきたい。水産庁の 3 年間の調査で、推定個体数や来遊頭数などが先月公表されたが、具体的な推定個体数、来遊頭数、混獲数や捕獲数等は説明資料に掲載されるということか。

桜井海域 WG 座長) 説明資料には科学調査委員会の書き込みが入る予定である。水産庁のトド管理計画そのものを掲載するという事は考えていなかった。

委員 A) 具体的な数値は掲載しないということか。

桜井海域 WG 座長) 具体的な数値に関しては、説明資料の 23 ページのトド採捕承認事務取扱要領(抜粋)中に採捕数の制限が 116 頭という記述があったが、新法令では 120 頭となる。

委員 A) 北海道全体としての方針ということで、知床の海域に限定した推定頭数等の記述ではないということか。

桜井海域 WG 座長) 過去数十年の間にトドの来遊数、来遊海域は変化している。現状について記述することは可能であるが常に変動する。根室海峡におけるトド来遊数は最大で 100 頭と推定されており、日本へ来遊するトドは、日本海側が圧倒的に多いということが航空センサスによって明らかになっている。これらを基に科学的な根拠で混獲枠の頭数を算出している。これには、ロシアにあるトドの繁殖場の増減傾向も加味している。国内でようやく科学的根拠に基づいて捕獲頭数が定められたことを考慮すると、知床世界遺産海域あるいは周辺海域だけを対象としたトドに関する書き込みではなく、国全体の方針を書き込んだ方が良く考えている。

委員 A) 気にかかるのは、海域管理計画において他の生物は知床海域に限った説明であるのに、トドだけが道内の大きな枠組みの説明という点である。IUCN に提出した際に疑問を抱かれるのではないかという危惧を感じる。

桜井海域 WG 座長) 日本のトド管理方策は、来遊海域や繁殖場など全体を考慮した上で、知床についても位置づけるというスタイルとなっている。IUCN へはそのような説明をした方がよいと考えている。

委員 A) 了解した。

委員 B) 説明資料の 23 ページのトド採捕承認事務取扱要領(抜粋)中の採捕数の制限が 116 頭とあるが、新法令で 120 頭と記入することになってもそれは当面の頭数である。管理計画原案 16 ページの通り、より柔軟な管理が可能となるよう、混獲数を随時把握できる体制の整備に努めるとの記述があり、その体制が整えば、(トドの年間人為的死亡許容数から混獲数を除いた捕獲許容量である) この 120 頭という数値が変わってくる可能性はある。トドの密度調整委員会のプレスリリースでは、混獲数の実態に合わせて捕獲頭数の上限が変わり得るといような表現がもう 1 文あったと思う。その 1 文

なしに説明資料 23 ページのところには 120 頭と入れてしまうと、この頭数が見直し対象になる数字なのだということがわからなくなる可能性がある。その点を考慮いただきたい。委員 A の意見は、知床周辺海域においても、このトド管理制度のもとで来遊状況や漁業被害状況を踏まえて、トドの管理が行われているということ表現すべきだということである。しかしながら、ここでは「引用 21」が平成 18 年度第 2 回海域 WG 資料 3 とあるのみである。これは何を引用したのか。

上田) 引用 21 は、海域 WG 資料中で IUCN の第 1 回目の指摘に対して、提出した資料のエッセンスと記憶している。

桜井海域 WG 座長) 補足説明させていただきたい。現在の知床については、国内全体のトド管理計画の枠組みの中で状況を踏まえたトドの管理が行われていると考えている。捕獲数 120 頭という数値は、今年度の状況から算出された数値であり変化していく。混獲数が未だ明確ではないが、今後混獲がしっかりと報告されて把握できれば、駆除頭数についても柔軟に科学的根拠に基づいて変化させるという理解で海域 WG では結論づけている。

大泰司委員長) 委員 A、よろしいか。

委員 A) トドに関しては、国内全体の中での管理ということで理解した。トドに限らず今後新たに鳥類など様々な生物でレッドリストの記載種となることが予測される。知床の生態系を順応的に管理していく中で、国外から回遊してくる生物を評価・管理するという案件が今後も出てくると思われるので、世界遺産地域管理計画を策定する上でも重要である。常に生態系をモニターして管理方針を変えていくという事が分かる管理計画を IUCN へ理解してもらうことが大切かと思う。

大泰司委員長) 重要な指摘だと思われる。

桜井海域 WG 座長) 感謝する。

大泰司委員長) トドに関する記述については、委員 B からの意見の通り、捕獲数が変わっていくという説明も加え、順応的管理がより明確となるように変更していただく。トド以外について補足説明や質問はないか。

一同) なし。

## 【議題 2】平成 19 年度調査・事業計画及び実施状況について

(資料 2 - 1、2 - 2)

大泰司委員長) 平成 19 年度調査・事業計画及び実施状況について、事務局より要点の説明をお願いしたい。

水崎) 「資料 2 - 1」は、今年度実施(予定を含む)している調査一覧である。事務局である環境省、林野庁及び北海道が実施している調査をはじめ、斜里・羅臼両町と知床財団が実施している調査、また科学委員会の委員、各 WG 委員が実施している調査を取りまとめたものである。事務局以外が主体となっている調査については米印を付した。「資料 2 - 2」は、今年度実施あるいは実施予定である遺産地域内の自然環境を改変する事業について、事務局で整理した。斜里・羅臼両町へも作成を依頼した。羅臼町は該当する事業は無いとのことである。両資料に関しては、是非意見をいただきたい。

大泰司委員長) 両資料は事前に配布されているが、課題となる内容等はないか。

山中) 「資料 2 - 2」の今年の事業予定だが、北海道開発局の実施事業が抜けているようであるが、特にないということか。現在でも知床横断道路で測量が精力的に行われているようである。

水崎) 北海道開発局は、今回対象としていなかった。

山中) 問い合わせしていないということか。

櫻井洋) 補足説明する。今回提出した資料は、これまでに提示されていた事業所を中心に問い合わせたため、北海道開発局へは問い合わせしていない。本会合の議題 4 における「モニタリング」の中でも同様の話があるので、そこで合わせて議論できると思う。

大泰司委員長) 北海道開発局の事業が掲載されていないということだが、本件については議題 4 で議論するというのでよろしいか。

櫻井洋) そのとおり。

大泰司委員長) それでは議題 2 を終了とする。

## 【議題 3】知床世界自然遺産管理計画の策定について

(資料3)

大泰司委員長) 知床世界自然遺産管理計画について事務局より説明いただきたい。

櫻井洋)「資料3」は、現時点で環境省釧路自然環境事務所の名前を出しているが、ご承知のとおり、事務局は環境省、北海道森林管理局及び北海道庁である。3機関の調整前であるため、環境省から提示したたたき台とご理解いただきたい。本会合での議論を踏まえ、改めて今後の事務局間調整に活かしたい。現在の管理計画は、遺産登録前に策定した「候補地管理計画」である。これを知床世界自然遺産地域管理計画という形に替えて策定したい。今回は、見直すべき検討事項を説明させていただき、出席されている方々からご意見を伺いたい。

1番目の検討事項は、知床世界自然遺産地域管理計画の位置づけについてである。知床世界自然遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくための最も基本的な計画とするという考え方を示している。

2番目の検討事項は、候補地管理計画からの主な見直し項目についてである。基本的には状況に合わせてリバイスしていく。構成等についての大幅な変更は考えていないが、登録後の2年間に科学委員会等で様々な計画が策定、あるいは策定されつつある状況であり、行政機関や行政以外の機関を含めて様々な取り組みがなされている。これらの点を踏まえて現状に合わせてリバイスするという考えである。多利用型統合的  
海域管理計画と知床半島エゾシカ保護管理計画は、本計画中の海域およびエゾシカのそれぞれの項目内において「管理計画をもとに管理を進めていく」と書き込んだ上で両管理計画を付属資料としたいと考えている。また、サケ科魚類管理計画はIUCN側から管理計画を定めることという課題が出ていた。この点については、海域管理計画のサケ科魚類に関する部分や河川工作物WG会合における検討において基本的な考え方が出てきていると思われるため、それらをまとめて本計画の中で適切に位置づけたい。

3番目の検討事項は、遺産地域管理計画策定後の見直しについてである。管理計画を一旦定めれば未来永劫変わらないということでは順応的管理とは言えないため、見直しの必要性がある。屋久島と白神山地における管理計画の先行事例では、「本計画は、社会条件の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。その際には、地元関係者等の意見を聴くこととする」という書きぶりになっている。知床においても基本的にはこの文章を踏襲、あるいは前提としたいと考えている。また、見直しの頻度は、必要に応じてということとしたい。見直し手順は、まず科学委員会で検討後に地域連絡会議で検討する、というサイクルを3回程度実施することを考えている。

遺産地域管理計画については、本日の会議を含めて基本的な考え方について議論し、草案、原案と進めていきたい。その後パブリックコメントを行いつつ、斜里・羅臼両

町における地元説明会を開催し、様々な意見を踏まえて科学委員会と地域連絡会議での最終確認を経て、関係機関による正式決定という流れを考えている。

大泰司委員長) 個人的な意見ではあるが、これまでは IUCN から指摘された件についての議論に追われていたが、これからは遺産地域管理計画を検討するという段階に入った。知床の遺産地域内では、漁業が行われ、市街地や産業施設も含まれており、防災施設としてのダムもある。また考え方にもよるが、オオカミが生息していないせいかシカが異常に増えている、と指摘された点も含めて高度な管理計画が必要なのではないかと感じている。まず管理計画の位置づけから議論をしたいが意見はないか。

委員 A) 本管理計画は国内だけのものであるのか。あるいは英訳したものを世界遺産委員会や他の締約国へも提出するのか、という位置づけの整理をまず行った方がよいと思うがいかがか。

岡野) ご指摘についてであるが、遺産地域管理計画の策定方針については、年明けに訪問予定のユネスコの世界遺産センターの方と IUCN 調査団に対して、これまでの経緯を含めて説明したい。その際にいくつかのアドバイスがあると思われる。そのアドバイスを踏まえながら次年度以降、実際に策定を進めるという手順をとれば、国際的な視点も踏まえた管理計画になるのではないかと思う。また世界遺産の管理状況については、6年に1度定期報告が行われる。定期報告には定められたフォーマットがあり、管理の部分についてもいくつか答えていく。この項目が管理計画策定にあたって参考になるとと思われる。今後の遺産地域管理のための最も基本的な計画でもあり、知床世界自然遺産の推薦書の中にも管理計画を位置づけて提出しているため、国際的な視点を十分に意識して作成していくことが必要となる。

大泰司委員長) 抜粋か全文かはともかく、英訳版を用意して外国人への説明にも備えておくことが当然考えられるということか。

岡野) おそらく年明けにユネスコの世界遺産センターの方と IUCN 調査団に対して説明した際に、英訳版ができたなら送付して欲しいと言われるのではないかと予想している。

大泰司委員長) 「世界遺産」なので国際的な説明が可能であることが必要と考えられる。その他、管理計画の位置づけに関連して意見はないか。

委員 C) 候補地管理計画中に「背景」があったが、改めて読み返すと海洋環境の部分について科学的根拠が欠けている。全体を見直すのであれば、科学的根拠に基づいた海洋

環境と生態系の位置づけを明記したいと思う。

大泰司委員長) 現状では、指摘があったようなりバイスがなされると理解したい。

委員 D) 本管理計画は、最終的にどういった機関名で発行されるのか。

大泰司委員長) 配布資料には、環境省、林野庁、文化庁、北海道と書いてある。

櫻井洋) 候補地管理計画は、環境省、林野庁、文化庁、北海道となっている。策定される遺産地域管理計画へは、事務局である環境省、林野庁及び北海道は間違いなく入る。

岡野) 文化庁についても、引き続き管理計画の策定機関となるということで考えている。科学委員会および地域連絡会議で取りまとめた意見を、各機関が各機関の責任者の名前で決裁をとった上で最終的な決定となる。これまでの枠組みと同様に、環境省、林野庁、文化庁及び北海道という形にしていきたい。

大泰司委員長) よろしいか。

委員 B) 遺産登録の申請段階では、海洋基本法はなかった。海洋基本法ができた事によって、担当所轄官庁は変わらないのか。

岡野) その点については、未検討段階である。海洋法との関係がどうなるのかを見極めながら検討したい。

大泰司委員長) 海域が含まれた世界遺産なので、この件に関する検討とその結果も次回会で紹介いただきたい。

2 番目の候補地管理計画からの主な見直し事項に関連して、各 WG 座長からコメントをいただきたい。

桜井海域 WG 座長) 海域管理計画は、付属資料としては問題ないと思われる。一方で、河川工作物 WG で扱われているダムとサケ科魚類の問題を遺産地域管理計画にどのように書き込むかが気になる。具体的成果などを付属資料として作るべきであろうと思う。流域生態系、河畔林の保全管理という部分が遺産地域管理計画に書き込まれ、付属資料として河川工作物 WG におけるこれまでの議論が加えられるべき、というのが私の考えである。意見があれば伺いたい。

大泰司委員長) 中村河川工作物 WG 座長はどのように考えているのか。

中村河川工作物 WG 座長) 桜井海域 WG 座長の考えの通りと思う。私も河川工作物 WG でこれまで行ってきたこと、できなかったこと、注視しなければならなかったことについてまとめておいた方がよいと考えていた。例えば今後、河川工作物 WG が終了し、新 WG が組織されても、以前の経過を明確にしておきたい。とにかく遺産地域管理計画の付属資料としてでも、河川工作物 WG が行ってきたこと、及び今後に対する展望や問題点を残したい。これは委員 E も同じ意見である。また、知床の陸と海と川の繋がりが決して河川工作物だけに集約されるのではなく、他の問題も当然ある。例えば、ダムによって水温が上がっていることも事実であり、今後ダムのみならず他の問題も当然出てくると思われる。漁業との問題も出てくる可能性がある。遺産地域管理計画の中で様々な問題点について記述し、その中で特に大きな影響を与えている要素として河川工作物があるという位置づけで、付属資料の中に河川工作物についての検討経過を記述するというスタイルが科学委員会としては最善と考える。

大泰司委員長) 河川工作物 WG では各工作物の影響評価が行われ、改修も既になされており、貴重な情報の蓄積がある。河川工作物がある世界遺産地域ということで、防災と生態系保全を共に追求するという計画がある。付属資料として河川工作物 WG での経過報告を入れるということで事務局はよろしいか。

徳川) 3年間の議論を行ってきて、実際に河川工作物の改修が施されている。管理計画の今後の構成によって本文、あるいは付属資料となるかは決定されることと思うが、我々としても是非、これまでの取り組みについて足跡を残したいと考えている。

大泰司委員長) 本文の中に、河川生態系のことに触れる。そして少なくとも付属資料として経過報告はしっかりと残すということで進めたい。

次に、知床半島エゾシカ保護管理計画に関連してコメントをいただきたい。

梶エゾシカ WG 座長) 付属資料が入る事に異論はない。問題は遺産地域管理計画の見直しについてである。同管理計画中に付属資料をどのように位置づけるかについては検討が必要と思われる。遺産地域管理計画を見直す際に、本文を大きく変更しないとしても、付属資料となる各計画の内容も見直されるので、その記述を本文中においても適切に表現する必要がある。

大泰司委員長) 全般的に本文には基本的なことを書く。もちろん国際基準でリバイスすることなので、付属資料の位置づけに関しても本文中に示した上で付属資料とす

るという方向性がよいと思われる。

委員 B)「多利用型統合的・海域管理計画」と「知床半島エゾシカ保護管理計画」は、遺産地域管理計画の付属資料にするという前提と思われるが、河川に関して本日の配布資料のみでは付属資料として少ない。

大泰司委員長) もちろんその通りである。河川工作物 WG においては、昨年度分も含めて資料がある。

中村河川工作物 WG 座長) 本日の配布資料をそのまま遺産地域管理計画の付属資料へという考えは毛頭なく、それでは主張がなくなってしまう。読み手が分かるような資料は作る予定である。

委員 B) IUCN からミッションとして与えられたサケ科魚類管理計画そのものではないにしろ、今まで河川工作物を改良する必要性を十分吟味し、必要な工作物については改良し、その効果を検証してきたという経過が理解できるように書くべきである。

中村河川工作物 WG 座長) サケ科魚類管理計画そのものには踏み込めないが、ご意見の通りダムを改良して、より上流域にサケ科魚類を遡上させることによって陸域へのエネルギーの移送を促し、今まで結びついていなかった陸域と海域のつながりを再度復元するというイメージはある。しかし、サケ科魚類の管理の全体までは書けないということでした承りいただきたい。

大泰司委員長) サケ科魚類管理の全体については書き込まなくてもよい。河川工作物関連機関の方々、資料作りをお願いしたい。次に、IUCN からサケ科魚類管理計画と表現された計画の扱いであるが、IUCN の様々な情報を持つ委員 F から提案をいただけないか。

委員 F) 昨年の 10 月にアメリカの水産学会に合わせてサーモンスペシャリストグループ(以下、SSG)の委員会が開催された。日本に関係する部分では、北海道のイトウを世界の絶滅危惧種として申請して認められたという経緯が報告された。知床に関しては、来年の 2 月に IUCN が訪問するということがあり、複数の委員から知床の河川を是非見たいという要望があった。そして今年 4 月、委員ではないが SSG 事務局長のピーター博士とブライアンの 2 名が知床入りし、私や環境省職員とともにイウウベツ川とルシャ川を視察した。その際に、もう一度秋に物理学者を連れて視察に来たいと言っていた。その後、視察に関する問い合わせをしたが特に返答はない。今年の SSG の委

員会は 11 月 3 日にカナダのビクトリアで開催される。議題がきているが、今のところ知床に関しては正規の議題としては挙がっていない。

大泰司委員長) 11 月の SSG 委員会の際に、知床の様子をそれとなく話して感触を探るということはできないか。

委員 F) いつも苦しい立場に立たされているが、SSG メンバーとして出席した際には、知床世界自然遺産地域科学委員会の情報を正確に伝える事は今までもしてきたし、これからもそうしたいと思っている。

大泰司委員長) よろしくお願ひしたい。これまで繰り返しサケ科魚類管理計画の扱いについては議論しているが、桜井海域 WG 座長から再度確認願う。

桜井海域 WG 座長) 河川工作物 WG と海域 WG、そして科学委員会の中でも、サケ科魚類管理計画というものを 1 本立てにはしないことは了承されているので、再度確認させていただく。むしろ陸域 - 海洋生態系の相互作用とその中に入ってくる河川・河畔林生態系の位置づけを遺産地域管理計画本体で明記して、その中でサケ科魚類を位置づける。

大泰司委員長) この部分に関しては様々な課題を含んでいるが、委員 E からコメントをいただきたい。イトウが知床に生息しているという表現が文中にあるが、越冬のために一時的に遡上するだけということか。

委員 E) 知床半島の小河川において、秋期に体長 20 - 30cm 程のイトウの若魚がわずかに確認されている。知床の小河川での繁殖は不可能であるが、河川間の移動経路等の生態については不明である。

大泰司委員長) 遺産地域管理計画本文については議論の通りとし、付属資料は多利用型統合的の海域管理計画、知床半島エゾシカ保護管理計画に加え、河川工作物 WG の経過報告を入れることとする。次に遺産地域管理計画の今後の見直しに関連した意見をいただきたい。国内の他の自然遺産地域との比較、あるいは国際的に見た世界自然遺産としての知床という観点から、計画を立てる上での特性についてコメントはないか。

岡野) 国内における知床の遺産地域の特性としては、海域が含まれており、地域の主要な産業である漁業等が行われていることである。遺産地域管理計画を作成する上で、行政機関のみならず様々な地元の関連機関の協力によって、いかに漁業や観光等との調

整を図りながら遺産の管理を実現していくかという点が重要なポイントとなる。また、観光のあり方についても様々な委員会等で議論されている。自然と人との共生を含んだ総合的な管理計画を作っていただきたい。

大泰司委員長) いかにも自然と産業との折り合いをつけて管理するかに特性があるという確認をいただいた。順応的管理を実施する上での計画の見直し方法について意見はないか。管理計画策定手順も含めて議論したい。

委員 D) 遺産地域管理計画策定の主体は4機関であるとのことであった。見直しについては、本科学委員会が今後どのような形で関わっていく予定なのかが不明である。見直しについての科学委員会の位置づけは、どのように考えているのか。

櫻井洋) 今後の見直し手順については「知床世界自然遺産地域管理計画策定手順」の通りである。科学委員会は、科学的なモニタリングの進め方や、その結果をいかに計画策定に反映していくかというようなご助言をいただく場と思っている。

委員 D) それは策定のプロセスではないか。私は言っているのは、管理計画策定後、実際にモニタリングを進めていくなかで様々な問題が浮上してきた際に、科学委員会はその段階で何を担うのかという位置づけを明確にしておいたほうが良いということである。

委員 G) 委員 D の発言の主旨は、遺産地域管理計画の付属資料として具体的な計画ができ、付属資料の計画はモニタリング結果に基づいて見直されることになるが、その際に科学委員会がどのように位置づけられるのかということであると理解している。知床世界自然遺産地域管理計画の今後の見直しの項には、「本計画は社会条件の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする」と記述されている。これは計画本体についてのことと思われる。この一文だけでは、付属資料として添付される多利用型統合的・海域管理計画、知床半島エゾシカ保護管理計画などをモニタリングに基づいて見直すということが明確ではない。計画本体の大きな見直しはほとんどないのではないかとと思われるので、この部分の記述が重要かと思う。

櫻井洋) モニタリングの進め方については、次の議題で議論させていただきたい。それを踏まえて、大きな枠組みとしてモニタリングの考え方や進め方等を遺産地域管理計画の中にできる限り盛り込みたい。計画本体は短期間で変更するものではないと考えている。また、屋久島、白神山地の事例として、社会条件の変化等を踏まえて見直しを行うという記述があるが、知床には科学委員会があるので、社会条件だけではなく、モ

モニタリングの結果を踏まえて管理計画を見直すという記述も今後検討したい。

大泰司委員長) 文章自体も遺産地域管理計画策定の中で考えていくということで理解した。見直しについては、通常、生物多様性戦略は5年程度の単位になっている。見直し期間についても今後議論したいが、事務局ではどう考えているか。

北沢所長) 必要があれば随時と考えており、定期的にという考えは持っていない。モニタリング結果や情勢の変化を受けて議論し、それを踏まえて書き直すべき時には速やかに直すということにしたい。

大泰司委員長) その他、意見はないか。

委員 A) サケ科魚類の管理に関連する遊漁についてである。先程、オショロコマやイトウについての話があったが、問題の1つとして河口部におけるサケマス釣りが挙げられる。また、溪流釣りは、国立公園内の特別保護地区においても無制限の捕獲が可能である。利用適正化計画中で唯一、多く捕獲しないという採捕量の議論があった。オショロコマは絶滅危惧Ⅱ類にランクされており、知床は高密度に生息していることにも価値がある。遊漁による採捕量に関する調査や採捕可能量等の評価は、サケ科魚類管理計画においてのみ可能と考える。是非、検討していただきたい。

大泰司委員長) 本件も含めて、これから策定する遺産地域管理計画の中で検討したい。

委員 A) 利用適正化検討会においては、どの程度の捕獲量であれば個体群への影響があるのかといった基準値を示すことができていない。例えば、オショロコマについてはどの程度まで捕獲可能か、また、時期や場所などを考慮したきめ細かい管理が必要と思うが、専門家のご意見を伺いたい。

山中) おもに内水面に生息する魚類に限ってのことか。

委員 A) 1つは河口部でのサケの捕獲についてであり、採捕数が制限されているようであるが、あくまでも自主的なものである。科学的な知見をもとに、サケ科魚類の遡上をいかにコントロールしていくのか。例えば、シマフクロウやワシ類の餌の量と採捕量の関係などは全く把握されていない状況である。

山中) 河口におけるサケマス釣りや河川内でのオショロコマの捕獲は、自然公園法でコントロールすることはできない。コントロールするとすれば水産関係の法律であるが、

資源としての利用がないものについては扱わないため、法的根拠を持って計画の中に位置づけるのは難しい。唯一可能なのは、現在検討されている利用調整地区制度をすべての海岸線や鳥類が生息しているすべての河川を包含するような形で適用し、立ち入り人数をコントロールするしか手法はないと思う。

大泰司委員長) その他、意見等ないか。

委員 F) 前の意見の通り、漁業対象種以外の魚を北海道内水面漁業調整規則等で規制することは、現実的に非常に難しい。知床を含むサケマス等の孵化放流事業を行っている河川の河口では採捕規制が行われているが、孵化放流をしていない河川では適用されていない。今後、遊漁対策は非常に難しい問題となるであろうし、現実には起きている。既存の法規制でコントロールすることは難しい。例えば内水面漁業調整委員会指示という形で、環境省から保護すべき魚の釣りに対してキャッチアンドリリースや、返しの無い釣り針を使用するなどの条件をつける、というような地域独自の申し合わせ事項を作っていくのが難しい。必要性は非常に感じるが、遊漁と漁業を両立させるためには、十分な論議を行わなければならないと感じている。

櫻井洋) 具体的な利用に関する議論は、利用適正化会議で行っている。一方で、現行の候補地管理計画の中には「自然の適正な利用」という項目があるので、利用適正化会議における議論を踏まえた管理計画への記述については、1つの課題と考えている。本日の会議の中では特にリバイスの考え方に関する議論をしていただきたい。遊漁のあり方等の具体的な議論については、別の場をお願いしたい。

大泰司委員長) その他、意見等はないか。

委員 H) 知床世界自然遺産地域管理計画策定手順では、科学委員会と地域連絡会議それぞれの会合のサイクルを3回程度と記述してある。基本的な考え方、素案、原案についてそれぞれ議論とあるが、本日の議論は基本的な考え方に関する議論に相当するのかわかるか。

櫻井洋) 本日の議論は、基本的な考え方を事務局で出す前段階であり、環境省側に対する議論の場と考えている。

委員 H) 基本的な考え方も今後詳しく議論するということで理解した。植物学の研究者として候補地管理計画を見ると、動物に比べて植物に関する書き込みが相当不十分と感じる。以前に候補地管理計画がパブリックコメントに出た時にも、個人的に同様の指摘をした。管理方策の部分には、具体的かつ詳細に様々な保全のことについての書き

込みがあり、「イ. 野生動植物の保護管理 - (ア) 植物」については、詳細な決まり事についての様々な記載があるが、その他の部分は少ない。それに比べて動物は(イ)にあるように非常に詳しい。植物と動物のバランスを考慮した基本的な考え方を作っていただきたい。

大泰司委員長) 主な見直し事項の3点目として、植物の書き込みを充実させることとする。今回の配布資料は、環境省から提出されたたたき台であり、次の会合において林野庁と北海道が事務局として加わった議題案が出てくることになると思われる。森林管理局から感想あるいは意見をいただきたい。

徳川) 実のところ、本会合直前のわずかな時間で環境省と北海道庁と林野庁で若干の意見交換を行った。しかし、それぞれの組織内での議論がなされないというのが現段階であるため、環境省からの案という形にさせていただいた。科学委員会がある中での遺産地域管理計画の策定は初めてのことなので、これまでに前例のないケースも出てくるのが想定される。それぞれの枠組みが有機的に繋がるように考えていく必要がある。

大泰司委員長) 次に北海道庁から感想あるいは意見をいただきたい。

小林) 北海道としても森林管理局と同様に考えており、今回の委員からの意見を踏まえて、次回事務局としての案を共同で作りたい。

大泰司委員長) 次回会合までの事務局案をお願いしたい。ここで一旦休憩とする。

#### **【議題4】今後のモニタリングの進め方について**

(資料4-1、4-2)

大泰司委員長) 今後のモニタリングの進め方について事務局よりご説明いただく。

櫻井洋) 「資料4-2」については、モニタリング項目を暫定的に整理したものであるため、議論は「資料4-1」を中心をお願いしたい。「資料4-1」は、環境省の釧路自然環境事務所が主体となって提出させていただいた。今後、本日の議論を踏まえて環境省、林野庁、北海道の事務局で具体案としてまとめていく予定である。

前提は、知床世界自然遺産地域の陸域と海域とを統合的に管理するために科学的な知見に基づいた順応的管理を実施していくということである。そのためには、周辺地域を含めた生態系と社会環境のモニタリングを実施する必要があると考えている。社

社会環境とは、人間活動のこととして表現した。すなわち、遺産地域等における生態系及び社会環境のモニタリング結果を総合的に評価することにより、各種管理計画の見直しや各種活動の改善を行い、モニタリングの実行に関しては関係機関が密接に連携協力することで、順応的かつ統合的な管理を実施していくということである。

生態系モニタリングについては、良好な自然環境が世界遺産として維持されるように科学的知見に基づき順応的に管理していくことを目標としている。目的は、必要かつ十分な生態系モニタリングを効率的に実施し、知床遺産地域等で行われている人為的活動に反映させることである。また、社会環境に反映可能かつ十分なモニタリングを実施するとともに、基礎データを収集して自然の変化の兆候を速やかに把握することが可能な項目を選定した上で実施していくことを目指している。また、年度末のモニタリング調査報告会は、今後とも可能な限り継続したい。報告会では、要旨集の作成に努め、モニタリングの資料として蓄積していきたい。

社会環境のモニタリングについては、生態系に影響を与える可能性がある、あるいは生態系の変化を反映するような社会環境の項目について、可能な限り実施する。ここで想定している社会環境の項目は、関連行政機関が実施する施設の維持管理や新たな施設設置、公園利用の状況、観光統計及びトレッキング者数等が含まれる。また、一般的な社会環境データや各関係機関の収集データを想定している。これらの項目は、遺産地域の生態系に影響を与える可能性のある周辺地域についても整理されることが好ましいと考えている。一般的な社会活動要素である人口動態や産業活動は、各種統計資料から必要事項をまとめる。そして、知床遺産地域等における社会環境を常に把握可能な状態に整理しておくため、関係機関に担当項目の提出を協力要請し、年度ごとの報告書としてまとめるように努める。そして本資料を蓄積することより常時モニター可能な状態としておく。

モニタリングの評価と順応的・統合的管理については、科学委員会および各WGにおいて、モニタリング内容や結果を評価して反映させ、適正な遺産地域管理に活かす、すなわち科学的知見に基づいて、順応的管理を実施していくという表現とした。

次にモニタリングの進め方について説明する。モニタリング項目は、集中調査と定期継続調査に区分した。準備期間は、手法を試行錯誤する試験期間と捉えていただきたい。まず5年程度で試験的に実施し、その結果を検討した上で長期モニタリングへ移行するというのが基本的な考え方である。まず、2011年度に評価と見直しを行い、2012年以降の長期的モニタリング体制への移行に備える。集中調査はインベントリ調査等のことであり、長期モニタリング調査のあり方を定めるために必要な予備調査である。定期継続調査は、定期的を実施することが必要とされるモニタリング項目を選定し、長期モニタリングの試行段階の第1期分として2010年まで定期的実施する。その実施結果に基づいて、2011年に再評価を行い、次の長期的継続調査に繋げていきたいと考えている。長期モニタリングは、今後5ヵ年で準備・検討した上で2012年度

から実施したいと考えている。モニタリング結果の評価は 5 年ごとに実施し、内容や体制の見直しを行って、次期 5 年のあり方を定める。

順応的管理を実施する際の留意事項は、まず調査項目を必要かつ十分なものに絞り込むとともに、間隔や手法などの調査内容を検討することが必要である。次に定期継続調査が必要とされる項目については、実施主体を明確にした上で長期的な調査の実施体制（財源や組織体制）の確保、各実施機関の十分な連携協力が必要である。次に、定期継続調査を長期的に実行する体制が存在するものについても、データを評価可能な状態に取りまとめるように関係行政機関や関係試験研究機関に対して協力を求めていくことが必要である。最後にモニタリング調査結果への評価から新たな課題が見出されて、科学委員会より助言等が行われた場合、実際の施策や管理への反映状況を確認していくことが必要である。ここでの議論は、知床世界自然遺産地域管理計画に反映させたい。

大泰司委員長）管理計画と同様にモニタリングの進め方についても環境省のたたき台ということで、林野庁、北海道庁は持ち帰って議論ということになるかと思う。質問はないか。

委員 I）生態系および社会環境のモニタリングの結果を基に順応的かつ統合的な管理を実施していくと書かれているが、モニタリングの評価と順応的・統合的管理への反映については、科学委員が行った調査やモニタリングの評価結果を関係機関に対して助言し、その助言をもとにして適正な管理に活かしていくこととなっている。この部分については、プロセスに具体性が欠けているように感じる。ワーキンググループ内において対応可能な事象については、問題点を具体的・直接的に提示することができるが、例えば突発的に起こった現象に対して何らかの対応が必要であるという評価を科学委員した場合、どのように助言していくのかというプロセスがもう少し具体的に書かれていた方がよい。現体制では、公の場で助言をするというプロセスが具体化されてない。例えば科学委員会のあり方を変えて、助言の時間を作る、あるいは助言の窓口を作るという、具体的にモニタリングの結果を生かせるようなプロセスを作っておいた方がいい。

大泰司委員長）事務局で考えていることはないか。

櫻井洋）具体的にはこれから検討することになる。今までの科学委員会は、各 WG の報告が中心であったと理解している。今後は、科学委員会がモニタリングのやり方や結果の評価、助言をするということがメインテーマの 1 つになっていくと考えている。

大泰司委員長) その他、質問等はないか。

委員 E) 委員 I の意見に関係するが、遺産地域内で調査をしていると、上陸はしていないもののルシャ、テッパンベツ川の河口周辺に十数隻の船が集まってカラフトマスを釣っているというような状況や、ヒグマの高密度地域でクマスプレーすら持たない釣り人が日没まで釣りをしているという状況が多々ある。可能であれば、このような事実を事務局で取りまとめて適切な処置を図るというシステムを作っただけでないか。具体的な問題を取りまとめることによって、知床全体を今後どのように管理していくのかという方向性が見えやすくなるのではないかと思う。具体的な問題を取りまとめる機関の設置を検討していただけないか。

北沢所長) 基本的には、問題があると思われる事象を確認した場合は、随時関係事務局へ連絡し、事象ごとに関係する制度で必要な対応を取ることになるかと思う。

委員 E) 問題事象を具体的に環境省職員に何例か連絡したが、その後の対応については不明である。現状では情報の受け付けのみで終わっているような気がしている。得られた情報を有機的に活かして欲しいという提案である。

大泰司委員長) その他、意見はないか。

委員 B) 「資料 4 - 2」の各種調査研究・モニタリングの一覧に調査区分という欄があり、インベントリ調査、モニタリング手法検討調査および管理計画策定・実行に関する調査と 3 つに区分されているが、そのほかに で示されたものもある。 は集中調査でもモニタリング調査でもないが、 と について説明していただきたい。

大泰司委員長) 「資料 4 - 2」については議論の対象にしないということであったが、可能な範囲で説明していただきたい。

櫻井洋) まず、定期調査に関わるものは全て で表している。そして集中調査を、 インベントリ調査、モニタリング手法検討調査および管理計画策定・実行に関する調査と 3 つに区分している。管理計画策定・実行に関する調査というのは、例えば海域管理計画中の指標種に関する調査、エゾシカ保護管理計画中のシカ採食圧調査や土壌浸食状況調査等を表している。

大泰司委員長) 遺産地域内において、河川に限らず様々な場所で長期滞在して調査をしている委員も多い。先ほどの委員 E からの意見にあったとおり、遭遇した諸問題につい

ても有効に活用していただきたいという点は、もう一度繰り返させていただく。このたたき台についてであるが、不明点、問題点および議論すべき点について意見はないか。

委員 G) モニタリングの実行主体はどこになるのか。また、主体が多数なのであれば、集約するという事はないのか。

櫻井洋) モニタリング調査は、様々な主体によって実施されている。「資料 4 - 2」の調査主体という欄にあるとおり、様々な行政機関および調査研究機関によって実施されている。モニタリング調査全体の見直し、および調査項目の選択・評価は、科学委員会の中で議論していただくが、議論のための題材準備は事務局が行うと考えている。

大泰司委員長) その他、質問等はないか。

委員 B) 生態系モニタリングについてという項目内に、年度ごとの調査報告会を継続して、要旨集としてまとめるよう努めると明記されているが、明記するという事は遺産地域管理計画内に位置づけるということか。

大泰司委員長) モニタリングという語をはじめ、順応的・統合的管理などのキーワードが出てくるが、これらも遺産地域管理計画内に位置づけるということか。

委員 B) 多利用型統合的の海域管理計画には記述してあるが、順応的管理というのは仮説検証型である。つまりモニタリングすることは、単にデータを継続して調べることだけではなく、それによって遺産地域管理計画がうまく実行されているかを判断するという事である。そのためには、判断評価基準をあらかじめ明記することが必要である。「資料 4 - 2」の各調査は、何をどのように検証、評価するためのものであるのかということ明記しておくべきである。私の記憶では、昨年か一昨年にも同様の意見を述べたが、依然として明記されていない。

また先程の「資料の 4 - 2」の調査区分に関しては説明を受けて理解したが、非常に判りづらい。モニタリングは継続するべきものであるが、それ以外の調査については管理計画を作るまでのものであることが普通である。モニタリング調査すべてが必要だと言うが、本来は評価するために不可欠なものだけでなくはならない。全部必要だと言いながら、実施主体の継続性が不明、どこが主体となるのか不明という調査があると非常に困るため、メリハリを付けていただきたい。この点については 2 年くらい前から言っている。

山中) 実のところ、「資料 4 - 2」は当方が整理したものであるが、理解し辛くて申し訳ない。

モニタリング結果を評価するために欠かせない調査を明確に区分して、その後の実行体制についての検討が非常に重要であることは理解している。また、資料 4 - 1 の「5 . モニタリング等の調査実行と順応的管理・統合的管理に関する留意事項」の 1 ) が委員 B の意見と理解している。

委員 G ) エゾシカに関しては、知床半島エゾシカ保護管理計画実行計画が既にあり、目的は植生回復のためである。その目的のためにどの調査を実施するのはワンセットでなければならない。北海道のエゾシカ保護管理計画は、調査項目が限られており、施策に対する評価をモニタリングしていくという方針であり、非常に分かりやすい順応的管理となっている。問題は誰がモニタリングの実施責任者なのかということである。しかし、調査項目ではインベントリとモニタリングがまだ整理されていない。最初の 5 年間で調査項目の整理をするのではなく、管理を実行する段階では、それは整理されていなければならない。モニタリングの責任者が誰であるのかをまず明確にしておく必要がある。

委員 J ) 「資料 4 - 2」については、暫定版とのことであるが陸上植物に関連した語句の誤使用を含めて整理されていない部分がある。「資料 4 - 1」については、社会環境モニタリングに関する記述があるが、実際に調査を実施するのであれば、科学委員会に社会学に精通した委員がいないと困難ではないか。

大泰司委員長) 植物については遺産地域管理計画への記述に加え、モニタリング調査に関しても大幅に欠落していると思われるため、検討課題となる。委員 G からの意見もあったが、とにかく時間をかけて調査項目を絞ってモニタリングを確立させていこうという事務局からの提案について、その他コメント等はないか。

山中) 本当に欠かせない調査、必ず実行しなければならない調査の絞り込み作業を行うという提案を科学委員会および各 WG 委員へも去年の早い段階から何度も呼びかけているが、次々に新しい項目が出てきて絞り込めていない。絞り込み作業を具体的に進めるにあたって、何らかのご意見をいただけないか。

大泰司委員長) 何か意見はないか。

委員 A ) 委員 B の意見にあった評価基準ということにも繋がるが、調査項目の絞り込み、整理について世界自然遺産地域のモニタリング調査ということとを考慮すると、評価基準は、世界遺産登録の登録基準である「生物多様性」と「生態系」という推薦書に記載

した内容を第一とし、そのレベルが維持され、どのような状況であるのか、その状況に対する影響がある部分について調査するのがモニタリングだと思う。そのような視点で調査項目を整理し、優先順位をつけてはどうか。

大泰司委員長) 絞込み作業は重要である。この作業は、誰かを指名してグループを作って行うという方法もあるが意見はないか。

委員 J) 絞込み作業は、少人数で行わなければ収拾がつかなくなる。

大泰司委員長) それでは、絞込み作業についてはグループ等の工夫も含めて事務局の方で検討していただきたい。そのほか、絞込み作業の進め方に関して事務局も含めて意見はないか。

委員 C) 海域に関連するモニタリングの位置づけについては、議論を十分に行っている。生態系の中での保全に対するフローチャートを描いてどのようなモニタリングが必要か判断していく予定である。海域 WG でもモニタリング調査についてはまだ羅列的であるため、今後検討していく。

大泰司委員長) その他、意見等はないか。

委員 G) 1980年に北海道で動植物の総合調査行われた。例えば10年に1度、委員 A の意見にあったような生物多様性が維持されているのかという評価を行うための総合調査をインベントリ調査目的で実施するという方法もあるかと思う。一方で、近年において丹沢で総合調査が行われて素晴らしい成果が出ているが、莫大な予算が掛かったことに加え、問題が膨らんでいくのみで管理が実行されてないという頭でっちな状態である。モニタリングによる順応的管理は「早急さ」が重要であるため、よりシンプルでなければならない。モニタリング項目は、重要な調査をどんどん絞り込んで行く必要がある。調査研究とインベントリ調査を含むモニタリング調査をどのように位置づけるかを明確にしておく必要があり、そういった中で必要最低限な調査が絞り込まれるのではないかと思われる。

委員 D) モニタリングをどのように管理にフィードバックさせるかが問題になってくる。モニタリング調査項目はグループを作ること等により絞り込めると思われるが、順応的管理自体はある方向性に向かって幅を持っており、その幅の振れ域内であれば、モニターを継続すればよい。振れ幅の閾値的なものを越えた場合、もう一度管理体制そのものを見直さなければならない。この点をどこまで管理計画内に書き込めるかが重

要である。書き込んでおけば、すぐ管理に繋がるような形で議論できる。順応的管理という言葉は社会において多用されているが、ほとんどフィードバックにはならない。理由は、その振れ幅をきちっと議論してないからである。このような議論も片方でやらなければならない。例えば、河川工作物 WG では、どういう状態であればうまくいっているのか、ということを示さなければならない。それをどこまで数値的に出せるかというのは全ての分野について疑問ではある。基本的には振れ幅や到達点を示せば、管理に繋がると思われる。

大泰司委員長) 委員からの意見はおおよそ出たと思われるが、作業をどのように進めていくかを事務局で検討していただきたい。森林管理局あるいは北海道庁からコメントはないか。

徳川) 今後、環境省など関係機関と検討していきたい。これまで各 WG が具体的な内容の検討を行ってきており、今回の資料についても各 WG のものが基本となっている。しかし、各 WG のみで全てを網羅しているのではないため、漏れがないかということも含め、再度深く考えながら進めていきたいと考えている。

小林) 本日の多くの委員からご指導について1つずつ、どのようなモニタリングが、知床世界自然遺産を管理していく上で必要であり、どのようなことを実施すべきかを環境省および森林管理局と連携して考えていきたい。

## 【議題 5】世界遺産委員会の対応について

(資料 5)

大泰司委員長) 世界遺産委員会の対応について事務局よりご説明いただく。

岡野) 先ほどの議論においても世界遺産の国際的評価という話があったが、世界遺産に登録されるということは、世界にその地域の自然の価値が認められたということであり、将来にわたって保全していく義務を負っているということである。世界遺産委員会では、危機遺産リストの保全状況審査、遺産の保全状況調査および定期報告等が毎年行われている。

まず、危機遺産リスト掲載物件及び世界遺産リスト掲載物件の保全状況審査であるが、自然遺産では現在13件が危機遺産になっており、毎年の保全状況の審査が行われることになっている。今回の遺産委員会では、アメリカのエヴァグレーズ国立公園とホンジュラスのリオ・プラタノ生物圏保護区が、状況の改善が認められて危機遺産

リストから外れた。逆に世界遺産リストの中で、ガラパゴス諸島、ニオコロコバ国立公園が新たに危機遺産リストに掲載された。また、史上初であるがアラビアオリックス保護区が、世界遺産リストから削除された。知床に関連する事項としては、年明けの世界遺産センターあるいは IUCN 調査団による視察の結果が、この世界遺産リスト掲載物件の保全状況審査で報告される予定になっている。遺産委員会の中では、130 件もの地域の保全状況審査があり、議事の中で最も時間が割かれている。遺産登録後も様々な審査を受けるという仕組みになっている。

次に、世界遺産リスト推薦物件の審査であるが、今回の委員会においては自然遺産 11 件と複合遺産 2 件について推薦資料の提出があり、自然遺産 5 件と複合遺産 1 件が新たに世界遺産リストに記載され、自然遺産は現在 165 件となった。

次に定期報告についてであるが、世界遺産条約締約国は定期的に自国の世界遺産の管理状況などを報告することが義務づけられている。定期報告は、世界を 5 ブロックに区分し、6 年をかけて順次行われている。この 6 年というのは欧州北米の遺産数が多いため 2 年にわけて行われているためである。日本が含まれるアジア・太平洋地域は、2003 年の第 27 回世界遺産委員会で報告されている。現在、定期報告についての見直しが議論されており、その見直しのために 2 年間の猶予期間をおくということになっている。その結果、次回の日本の定期報告は 2010 年の 6 月に準備を開始し、2012 年に実施される予定である。報告は、基本的に関係法令を所管している政府機関が対応するが、必要に応じて北海道、斜里町、羅臼町にも協力していただくことになるかと思う。

最後に年明けの調査団の訪問であるが、2008 年 2 月を目処に受け入れを行う予定で準備を進めている。調査団訪問の目的は、主に海域管理計画の策定状況ということであるため、海域 WG の委員を中心に協力していただき、これまでの取り組み状況をしっかりと説明し、納得して帰っていただきたいと思っている。

大泰司委員長) 調査団の訪問に際して、海域 WG の委員の方々には協力をお願いします。

## 【議題 6】各種会議の今後の予定について

(資料 6)

大泰司委員長) 今後の予定について事務局から説明いただきたい。

水崎) 次回の科学委員会会合は、調査団の来日後を予定している。各 WG 会合の予定については、「資料 6」のとおりである。

大泰司委員長) 質問はないか。

一同) なし。

## 【議題 7】利用適正化検討会議での検討状況について

(資料 7)

大泰司委員長) 利用適正化検討会議の検討状況について事務局から説明いただきたい。

長田) 前回の科学委員会以降の動きを中心に説明させていただく。まず、委員の構成についてであるが、資料にある高木委員は今年度より辞退したため、資料を訂正いただきたい。利用適正化検討会議では、利用適正化を図るための基本的な構想、計画、中央部地区については 19 年 3 月に利用適正化実施計画を策定した。中央部地区は、知床五湖、カムイワッカ、知床連山、羅臼湖といった過剰利用等による自然環境への影響等が生じてくるような場所であり、先端部地区は、知床半島の先端側、硫黄山より北側、先端方向であり、利用のための施設整備が行われていない場所である。両地区にそれぞれに部会を設置して望ましい利用のあり方について検討を進めている。平成 19 年度の検討状況について説明すると、先端部地区については利用者が守るべき基本的な留意事項、禁止事項等について「先端部地区利用の心得」として取りまとめ作業を進めている。これまでに 2 回の検討会議において議論を行った。法的な拘束力はないが、関係者の意見を踏まえた自然環境に影響が生じない、望ましい利用のあり方について、利用の心得として取りまとめ周知を図っていききたい。中央部地区については、オーバーユース対策や施設整備・補修を含めた利用適正化の検討が進められており、年度ごとに利用適正化実施計画を定めることとしている。平成 19 年度に初めて利用適正化実施計画を定めたため、今後計画の実施状況評価を行うとともに、平成 20 年度に向けた計画策定を行いたい。先端地区同様に利用者が守るべき事項については、利用の心得として早急に取りまとめをしたい。「資料 7」の 2 ページには、参考として先端部地区の利用の心得について簡単に整理した。先端部地区については、知床ならではの原始性の高い自然景観と多様な生態系という特徴を持続的に保全していくこと、及び自然環境に影響を与えない範囲で体験する機会を適正に提供していくことを目的とした心得としている。今後、利用の心得を策定し、積極的に広報および周知を図る。環境省としては、併せて利用実態や自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて必要に応じた心得自体の見直しを行うことを考えている。

大泰司委員長) 中村委員と工藤委員は航空機の時間の都合上、退席した。ただ今の説明について質問等はないか。

一同) なし。

## 【議題 8】その他

(資料 8 - 1)

櫻井洋) 知床世界遺産センター(仮称)整備事業(案)について説明させていただく。本案は、現時点の環境省案であるのでご了承いただきたい。以前ご案内したとおり、知床世界遺産センターを羅臼側とウトロ側に設置する計画をしている。設置位置は、世界遺産センター(仮称)をウトロ地区の道の駅隣を想定している。羅臼側の世界遺産センターフィールドハウス(仮称)は、ルサ地区に整備するということで考えている。遺産センターについては、道の駅へ立ち寄った観光客を対象に原生的な自然の魅力を伝えるとともに、利用のルールやマナーを伝えることを目的としている。またフィールドハウスについては、先端部地区への入り口施設としてルートや利用のマナー、注意事項等を啓発することを目的と考えている。設置までのスケジュールは、両施設ともに今年度設計後に来年度施工し、平成 21 年度の早い段階で開館をしたい。

大泰司委員長) 質問や意見はないか。

一同) なし。

大泰司委員長) 次に羅臼ビジターセンターについてご説明いただく。

若松) 今年 3 月の科学委員会会合において準備中という報告をさせていただいたが、5 月 24 日に開館した。来館者数は、9 月 16 日に 2 万人を越えた。利用者の声は、大変好評であり、明るい、綺麗という意見があった。一方で剥製数が旧ビジターセンターより少なくなったという意見があった。人気の高い展示物は、映像や剥製である。また、「ハンズオン」というぬいぐるみを触ってみようという展示についても人気がある。展示物については、随時更新していく予定である。

大泰司委員長) 次に、知床の森づくりに関する協議会の設置・開催についてご説明いただく。

館) 設置の目的は、遺産地域の保全とその周辺地域を含めた自然の再生を合わせており、来訪者の増加による弊害やエゾシカの食害など様々な問題があるため、それぞれの課題に対処するということと、知床半島全体の生物多様性の向上である。第 1 回協議会は、平成 19 年 7 月 13 日に開催し、協議会の名称を「知床永久の森づくり協議会」と

した。平成 19 年度は、年間 3 回程度の開催を予定しており、第 2 回協議会を 9 月 26 日に開催予定である。ボランティア等活動拠点施設は、ウトロ地区の国設野営場に整備を計画しており、現在設計中である。平成 19 年 10 月以降に建築工事を開始し、平成 20 年 4 月以降のオープンを予定している。

大泰司委員長) 質問等はないか。

委員 H) いくつか気になる表現や文言がある。まず、「目的」の 2~3 行目の文章についてであるが、森林生態系保護地域として、保全・管理にあたっているということなので、植生全般について考えていただきたい。ところが最後には、「自然林」という林を主体とする書き方をするところがあるため、もう少し視野を広げて自然植生全体について考えていただきたい。次に、「目的」の最後の 2 行の文章中に「広葉樹林化をはじめとする」とあるが、知床の低地の森林植生は基本的に針広混交林であるため、広葉樹林化という言葉が出てくる意味が不明である。この事業の目的が基本的に森づくりというよりはむしろ森林づくりを推進するための方策について検討するということであるので、森づくりそのものというよりは、森づくりの外枠を決めるために、様々な立場の方々が協議会に入っているのかもしれないが、自然植生を保全・管理するための情報を十分に集めて進めていくことが必要である。表現や文言を含めて十分に考えていただきたい。

大泰司委員長) 植物を専門とする委員もいるので、意見を活用していただければと思う。他に意見等なければ、以上で終了とする。

櫻井洋) 本日はご多忙の中お集まりいただき、大変有意義なご意見、ご議論をいただき感謝している。今後事務局として、できる限り本日の議論を反映できるように検討していきたい。以上で今年度第 1 回目の科学委員会会合を終了する。

以上。